

Ninja Team Green Cup in SUZUKA

特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATION

2025/7/19



SUZUKA CIRCUIT

公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた、2025 年 MFJ 国内競技規則ならびに Ninja Team Green Cup 2025 車両規則及び参加規則と、本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条 競技会の名称

2025 Ninja Team Green Cup 第 3 戦 鈴鹿サーキット

第 2 条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL : 059-378-3405

第 3 条 開催場所

鈴鹿サーキット レーシングコース フルコース : 5.821km

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL : 059-378-3405

第 4 条 大会役員

大会公式プログラムにて公示する。

第 5 条 参加者資格および指名登録

5-1 ライダー

2025 年度に有効な MFJ ロードレースライセンス（フレッシュマン、国内、国際）所持者。

5-2 未成年者のライダー

登録するライダーが未成年（18 歳未満）の場合、下記①～③を提出しなければならない。

①未成年者競技会出場誓約書・承諾書

②参加大会の誓約書・承諾書

※各種誓約書・承諾書は、ライダー本人の署名および親権者または保護者の署名と実印の押印が必要。

③親権者または保護者の実印の印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

5-3 ピットクルー

1～5 名登録すること。（2025 年度有効な MFJ ピットクルーライセンス所持者の登録を推奨する。）

ライダーをピットクルーとして登録することはできない。また、登録するピットクルーは 16 歳以上でなければならない。

登録したピットクルーの変更・追加は可能とするが、5 名を超える追加登録はできない。変更・追加申請の期限は当該レースの選手受付までとする。

第 6 条 開催日程・開催クラス・公式予選・レース周回数

6-1 開催日程

2025 年 7 月 18 日(金) : 特別スポーツ走行 ～ 2025 年 7 月 19 日(土) : 公式予選/公式車検/決勝

6-2 開催クラス

クラス 1・クラス 2（混走）

第 7 条 公式予選・レース周回数

7-1 公式予選

20 分間

7-2 レース周回数

8 周

※悪天候により周回数を 2 周減算する場合がある。その場合、レースのサイティングラップ開始までに公示される。

第 8 条 参加申込・申込期間

8-1 参加申込

WEB サイト（モトスポ net.）より参加申込を受け付ける。下記アドレスより期間内に申込を完了すること。

<モトスポ net.>

[WEB イベントエントリー](#)



8-2 申込期間

2025 年 5 月 27 日（火） 12:00 ～ 2025 年 6 月 10 日（火） 23:59

※2025 年 6 月 11 日（水） 0:00 ～ 2025 年 6 月 15 日 23:59 までをレイトエントリー期間として設定する。レイトエントリー期間での申込は追加料金（5,500 円）が発生する。

8-3 変更申請/キャンセル申請

参加申込時の登録情報の変更申請、および参加キャンセルの申請は下記のお問い合わせフォームより行うこと。

<お問い合わせ先>

[お問い合わせはこちら>>](#)



8-4 キャンセル規定

参加申込後のキャンセル規定（エントリー料返金）は以下の通りとする。

- ①6 月 10 日（火）まで : キャンセル手数料 1,100 円を差し引き返金
- ②6 月 11 日（水）～ 7 月 6 日（日）まで : キャンセル手数料 5,500 円を差し引き返金
- ③7 月 7 日（月）以降 : 全額負担

第 9 条 参加定員

9-1 定員は、44 台とする。

9-2 申込みの順番は、申込み時間の早い順番に決定され、定員に達した時点で受付を終了する。

第 10 条 参加料

1 台 : 35,100 円（税込） ※特別スポーツ走行料を含む

第 11 条 料金規定

項目	料金(税込)	備考
トランスポンダー補償料	¥ 66,000	破損・紛失した場合に支払うものとする。
車両変更手数料(1 台) ※エントリー終了から公式車検 終了まで	¥ 5,000	MFJ 国内競技規則 4 12 に準ずる。 ※登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。
マーキング部品変更手数料	¥ 10,000(一部品につき)	MFJ 国内競技規則 4 12 に準ずる

第 12 条 もてぎ・鈴鹿共済会(以下MS共済会)

12-1 鈴鹿サーキットにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーは、MS 共済会に加入しなければならない。

12-2 MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。

①年間加入は SMSC 会員、もしくは MCoM 会員として登録され、所定の共済会会費を納めた者のみとする。

②暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とする。

暫定加入時の共済会会費は、WEB エントリー時に決済すること。

加入者	料金(1名につき)
ライダー	¥7,000

※ピットクルー分の共済会費はエントリー料に含む

第 13 条 クレデンシャル（身分証）と通行証

13-1 参加申込が正式に受理された参戦者には、登録されたライダー・ピットクルーのクレデンシャルが郵送され、特別スポーツ走行日当日より 7 月 19 日(土)のスケジュール終了まで有効となる。

13-2 参加者の移動用車両は、大会事務局が交付する通行証を提示していなければ、パドックへの通行ができない。また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合、予告無しでレッカー等にて移動する場合がある。

13-3 パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従うこと。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー等にて移動し、参加者に罰則を科す場合がある。

13-4 パドック駐車枠における車両以外の物による場所取り行為は禁止する。車両以外の物が置かれている場合は、主催者により撤去される場合がある。

13-5 交付されるクレデンシャルや通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合、また複製等不正使用した場合は、1 件につき罰金 ¥ 10,000(税込)が科せられる。

13-6 クレデンシャル、通行証を紛失又は破損した場合、大会事務局に手続きを取り、再交付を受けること。

第 14 条 ピット・パドックの使用

14-1 大会期間中のピット・パドック内整備エリアは、大会事務局によって割り当てられる。

14-2 大会期間中、割り当てられたピット・パドック内整備エリアは原則変更することができない。ただし、参加者相互で交換・変更する時は、互いに了承した上で大会事務局に申請し、やむを得ない事由と認められた場合は変更できる場合がある。大会事務局の許可なく変更した場合は罰則を科す場合がある。

14-3 ピット内で火気は絶対に取り扱わないこと。違反者には罰則を科す場合がある。また使用後は清掃すること。

14-4 燃料取り扱いについてはチームの責任において十分注意すること。

14-5 パドック内における移動時は、歩行者を優先とし、十分に安全に配慮すること。

14-6 コース外周路へは徒歩のみの移動とし、車両、オートバイ、自転車などの乗り入れは禁止される。

第 15 条 選手受付

選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

①参加受理書

②SMSC/MCoM ライセンス(所持者のみ)

③ライダーの MFJ ライセンス

④車両仕様書

⑤装備品申告書

⑥MFJ メディカルパスポート ※提示義務あり (各自で準備し、ライダーは必ず携帯すること)

※メディカルパスポートは MFJ ホームページ内、各種申請書ページからダウンロードください。

⑦誓約書・承諾書

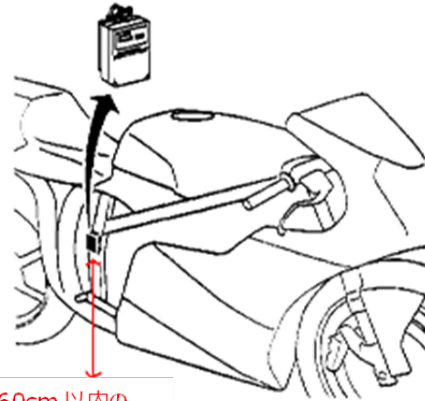
⑧その他、主催者が指示する書類

第 16 条 参加競技車両及び車両規則

Kawasaki Ninja ZX-25R / ZX-25R SE 2021 年以降の日本国内仕様の市販車に限り、Ninja Team Green Cup 2025 車両規則及び参加規則の車両規則によるものとする。

第 17 条 自動計測装置(トランスポンダー)

- 17-1 全てのチームは参加者が自身で用意する MYLAPS 社製マイポンドーもしくは主催者が貸し出すトランスポンダーを搭載すること。
- 17-2 参加者は、使用するマイポンドーが走行中常に計測できる状態に機能させる責任を負う。
マイポンドーに不具合が生じた場合、主催者が貸し出すトランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- 17-3 マイポンドーは他の参加者と共有することはできない。
- 17-4 主催者が貸し出すトランスポンダーの返却は、レース終了後 1 時間以内とする。予選不通過競技車両は当該予選結果発表後 1 時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1 個につき¥66,000(税込)が主催者より請求される。
- 17-5 取り付け方法および場所について
 - ①トランスポンダー、ホルダーは指定の場所に結束バンド等で確実に固定すること。
 - ②下図に示す取り付け位置、方向を厳守すること。取り付け場所は路面から 60cm 以内の高さで、熱や振動の受けにくい位置とする。



路面から 60cm 以内の
高さに取り付けてください

第 18 条 公式車両検査・ライダーの装備

- 18-1 参加競技車両の公式車検は公式通知に示された時間並びに場所にて行う。
- 18-2 参加者は指定の車検場に受付完了印のある車両仕様書および装備品申告書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込まなければならない。外したアンダーカウルも持参すること。
- 18-3 ライダーが競技中に着用しなければならない装備品は MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10 に基づくものとし、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。
 - ①ヘルメット
 - ②ヘルメットリムバー
 - ③レーシングスーツ ※Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツの着用を必須とする。
 - ④脊柱プロテクション
 - ⑤チェストガード
 - ⑥グローブ
 - ⑦ブーツ
 - ⑧エアバッグ式プロテクション

競技会開催時に満 22 歳以下 55 歳以上の参加者は、MFJ 登録製品のエアバッグ式プロテクションの装着を義務とする。その他の参加者についても、エアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。

※マウスガードの使用は推奨されるが、公式車検時に車検員によって検査されない。

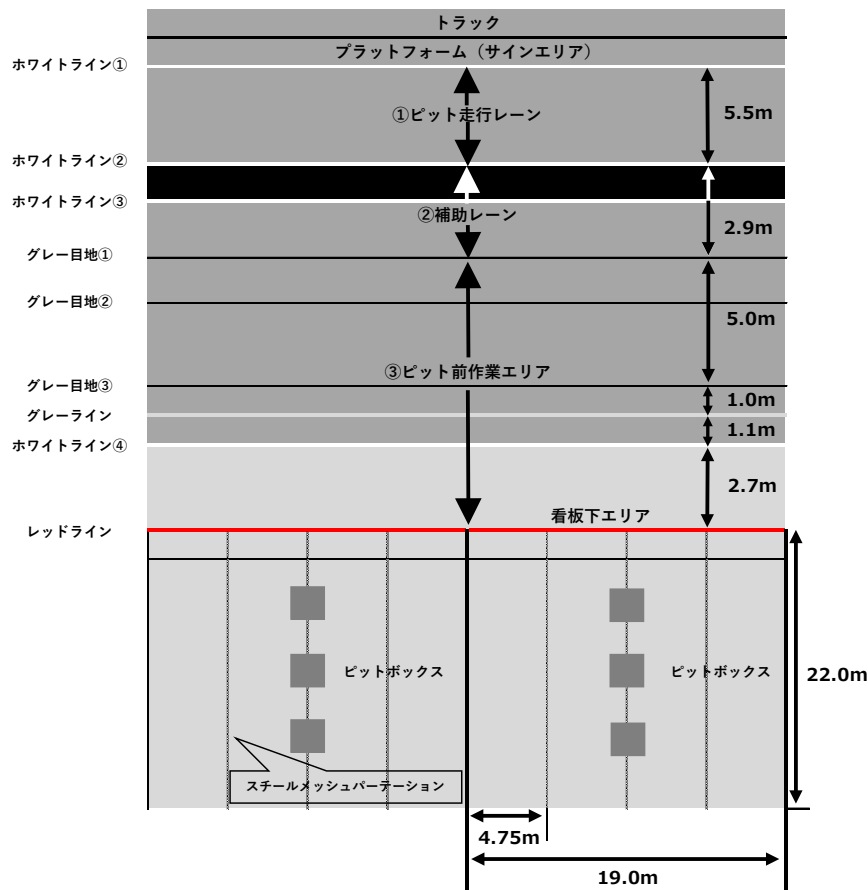
- 18-4 ヘルメットおよび装備品は、公式予選、決勝レースを通じて公式車検に合格したものを使用しなければならない。
また公式車検以前の走行においても、公認された適切なものを使用すること。
公式車検には複数の装備品を持ち込み、確認を得ることができる。
- 18-5 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検の時間外であっても随時、参加者の車両検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対して罰則が科せられる。
- 18-6 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検に合格することを保証するものではない。

第 19 条 ブリーフィング

- 19-1 特別スポーツ走行 走行前ブリーフィング
7月18日(金)の特別スポーツ走行に出走するライダーは、このブリーフィングに出席する義務がある。
- 19-2 ライダーズブリーフィング
全てのライダーに出席の義務がある。特別スポーツ走行 走行前ブリーフィングに出席していても、ライダーズブリーフィングに出席しなければならない。

第 20 条 ピットレーン

- 20-1 ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。
 - ①ピット走行レーン : プラットホームとホワイトライン②の間の部分。
ピットインおよびピットアウト専用の区域。
 - ②補助レーン : ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。
ピット走行レーンかピット前作業エリア（あるいはその逆）へ移動する時に通過する区域。
 - ③ピット前作業エリア : グレー目地①とレッドラインまでの部分。
ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。
ただし、看板下エリアでは給油を伴う作業は禁ずる。



20-6 ピットイン

- ①ピットインする際は 130R 手前より走行ラインをコース右端に取り、手または足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路に進入すること。
- ②ピットインはピットイン専用路を使用しなければならない 東ショートカットおよびその他のショートカットを使用してのピットインは禁止する。違反した場合、再コースインすることはできない。

第 21 条 走行中の注意・遵守事項

- 21-1 コーナーオーバーランまたは転倒後は、周囲の安全確認を行った後にコース復帰すること。
- 21-2 コーナーオーバーラン、転倒後の再スタートやショートカット（シケイン直進によるショートカット等）により、当該ライダーに優位性が発生、または周囲の安全確認を怠ってコース復帰した場合、以下の罰則を科す場合がある。

【罰則内容】

- 公式予選中 : 当該ラップタイムの抹消
決勝レース中 : 審査委員会の裁定による

- 21-3 特別スポーツ走行及び公式予選セッション中、決勝レースにおけるサイティングラップ中において、スタート練習を実施することが出来る。これ以外のスタート練習は一切禁止する。スタート練習を行う者はピット先端のペナルティストップエリアに縦一列に並ぶこと。通常コースインするものを優先とし、必ず後方から車両が来ていないことを目視で確認を行いスタートすること。チェッカー後、ピット出口信号が赤の場合には、スタート練習は出来ない。

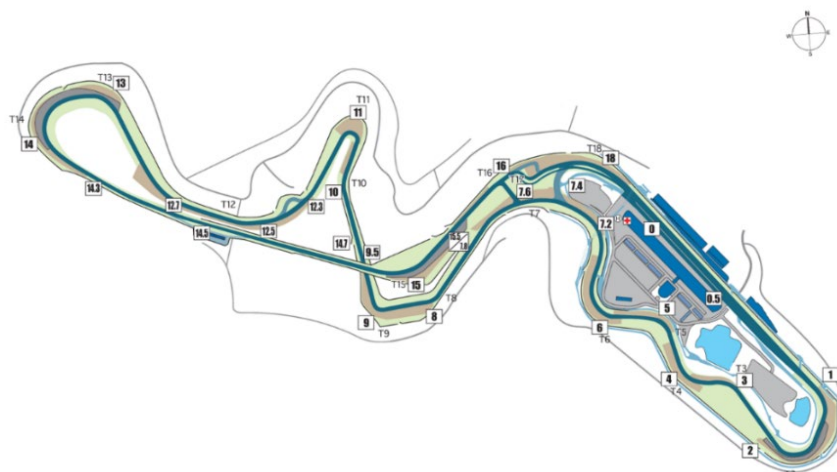


- 21-4 フラッグポストについて

下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン 1 周目の際に必ず位置を確認すること。

- ①フルコース : 0~18 ポスト (計 29 箇所)
- ②東コース : 0~7.4、18 ポスト (計 11 箇所)

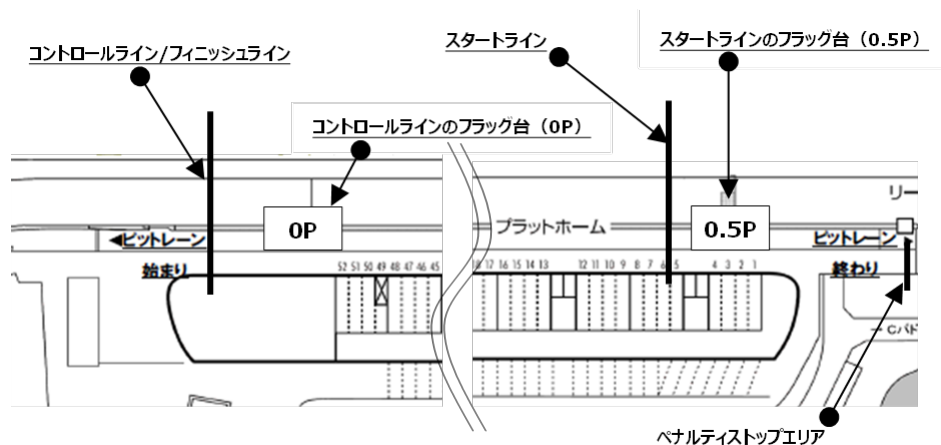
POST NUMBER



21-5 ライトパネルについて

フラッグと併用して各ポストに設置されているライトパネルを運用する。ただし、公式シグナルとしてはフラッグが優先される。使用されるライトパネルの表示例はブリーフィング資料を確認すること。

21-6 スタートラインとコントロールライン/フィニッシュラインは下図の通りとする。



第 22 条 公式予選

22-1 予選方法は、MFJ 国内競技規則付則 4-16 公式予選のとおりとする。

22-2 公式予選の義務周回数は定めないが、少なくとも 1 周はラップタイムが計測されなければならない。

22-3 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを 1 周し、ピットインすること。

22-4 予選・決勝レース出走可能台数は以下のとおりとする。

フルコース	
予選	決勝
44 台	44 台

22-5 決勝レースへの出走嘆願書提出は、暫定予選結果発表後 30 分以内とする。

22-6 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰上げ出場は認められない。

22-7 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。

第 23 条 スタート前チェック

23-1 決勝レース出場者は、タイムスケジュールに従い指定された場所で必ずスタート前チェックを受けなければならない。

23-2 スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。
スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。

第 24 条 スタート

24-1 スタートグリッド

- ①最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。
- ②ポールポジションは左側とする。

24-2 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。

24-3 スタート合図はレッドライト消灯によって行われる。

24-4 スタート進行は MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 18 スタート方法 に準じて行われる。

サイティングラップ終了後グリッドに戻ったライダーは、オフィシャルが赤旗 2 本を静止提示している場所で一旦停止し、ライダーはエンジンを切らなければならない。その後ライダーまたはチーム員が押し歩くような速さで所定のグリッド位置につく。その際にライダーは降車しても乗車したまま移動しても良い。ただし天候などの状況により省略・変更される場合がある。その際は公式通知・ライダーズブリーフィング・場内放送等で案内される。

- 24-5 スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。
- 24-6 スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合はスタートディレイドとする。その際、赤旗振動表示と、「スタートディレイド」のボードがスタートラインのフラッグ台(0.5P)にて掲示される。
再開手順は MFJ 国内競技規則 付則 4 18-4-11 に準ずる。
- 24-7 スタートにおける反則は、タイム加算ペナルティが科される。
- 24-8 スタートにおける反則以外に於いてもタイム加算ペナルティを科すことがある。

第 25 条 赤旗時について

- 25-1 決勝時に赤旗を提示する場合、MFJ 国内競技規則 付則 4-24-1 に準ずる。
24-1-2 をケース A、24-1-3 をケース B、24-1-4 をケース C として運用する。
- 25-2 赤旗後の再スタートについては、MFJ 国内競技規則 付則 4-25-1-8 クイックリスタートが適用される。
- 25-3 再開後のレース周回数はピットモニター、放送等で発表される。
- 25-4 再開されたレースが再び赤旗になった場合、そのスケジュールを変更する場合がある。
- 25-5 赤旗提示後 5 分以内にマシンに乗って、またはマシンを押してピットレーンに戻ってこられないライダーは再スタートできない。ただし、競技結果が 2 周以下の再スタートでは全ライダーが再スタートできる。
東ショートカットを使用してピットへ戻ることは認められない。

第 26 条 レース終了

- 26-1 トップが定められた周回数を終了した時点でトップ走者にコントロールラインのフラッグ台 (OP) にてチェッカーフラッグが振られる。
- 26-2 レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち 5 分を経過した時である。
- 26-3 同着と判定された場合は、レース中のベストラップタイムによって順位を決定する。
- 26-4 赤旗提示によるレース終了の場合の順位
MFJ 国内競技規則 付則 4-28-3 に準ずるが、以下の 2 項に該当するライダーはフィニッシュラインを通過したとみなされない。すなわち周回数は考慮されるが、順位はフィニッシュラインを通過した完走者の後となる。
複数のライダーが存在する場合は周回数とフィニッシュライン通過順による。
 - ①赤旗が提示された時点で、レースを続行していなかったライダー
 - ②赤旗提示後 5 分以内にマシンに乗って、またはマシンを押してピットレーン (ショートカットは認められない) に戻ってこなかったライダー

第 27 条 順位認定

- レース結果にて順位を得るためには、以下の項目をそれぞれ満たさなければならない。
- 27-1 優勝者がフィニッシュした後、前条の終了時間以内に、フィニッシュラインを通過しなければならない。
 - 27-2 ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。
同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
 - 27-3 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。
同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

第 28 条 参加者の遵守事項

- 28-1 何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイア届を提出すること。
- 28-2 全ての参加者は競技会期間中、競技役員員の指示に従わなければならない。
- 28-3 許可された場所以外での喫煙は厳禁とする。

- 28-4 ピットレーンおよびサインエリアに立ち入る場合、ソウリ、スリッパ、サンダル、ハイヒール等安全性が低い履物は禁止する。また、競技役員が上記履物以外に危険と判断した場合は指導する。
- 28-5 参加者は主催者、大会後援者、大会審査委員会や他参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 28-6 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピット要員、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 28-7 全ての参加者はスポーツマンシップに則り行動しなければならない。
- 28-8 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)をしてはならない。
- 28-9 大会期間中ならびにスポーツ走行において、産業廃棄物(タイヤ、バッテリー、カウル等)の不法投棄は禁止する。違反した場合は、当該チーム・ライダーに対して罰則を科す場合がある。
- 28-10 不必要なエンジンの空吹かし、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走行為を行ってはならない。
- 28-11 参加するライダーは、公式通知にて指定されたブリーフィングに必ず参加しなければならない。事前に連絡無く欠席した場合、一切の走行が認められない。
- 28-12 これら参加者の違反に対する罰則は、最終的にライダーへ科せられる場合がある。

第 29 条 負傷時の医務室受診義務

事故により負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、もてぎ・鈴鹿共済会の適用から除外される場合がある。

第 30 条 賞典

当日発表

第 31 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 31-1 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 31-2 チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- 31-3 競技監督および医師団長が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 31-4 ゼッケンナンバー、ピット、パドックの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 31-5 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 31-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 31-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 31-8 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 32 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、万が一その行為によって起きた参加者、ライダー、ピット要員、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 33 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 34 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通告される。

- ①参加者向け情報ダウンロードページに掲出される。
 - ②ライダーズブリーフィングで配布される。
 - ③緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

第 35 条 本規則の施行

本規則は当該大会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

以上

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頭部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市種生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL: 059-226-5161 FAX: 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一部

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。利用記録がなければ保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。ただし、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2. ご請求書類

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から負傷された皆様へ、保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



3. ご請求手続き

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4. 保険金振込

保険会社に書類が到着し不備がなければ、通常 10 日ほどでご指定いただきました口座に保険金が振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405

営業時間 : 10:00～16:00